

最

大61万2000円という数字を見て、同じ世帯年収であれば片働き世帯

(専業主婦世帯)がそれだけ可処分所得が多いと思っただ方もいるかもしれない。しかし、実態は逆。共働き世帯のほうが可処分所得が多い(税負担が少ない)のだ。

確かに、片働き世帯は配偶者控除が受けられる。だが、配偶者控除の有無よりも税率の差のほうが税額に与える影響は大きい。

日本の所得税は個人単位の累進課税であり、個人単位で所得が多い人に対しては高い税率が課される仕組みである。

年収1000万円を稼ぐサラリーマンは、日本の中の上位所得層であり、課される税率は高くなる(限界税率は20%)。一方で、世帯年収が同じ1000万円であっても、共働きで夫婦それぞれ500万円ずつを稼ぐ場合は、個人単位で見れば夫婦のいずれも平均的な所得層ということとなり、税率は低くなる(限界税率は10%)。

さらに、児童手当の所得制限も夫婦の所得の多いほうで判定される。こうした要因を考慮して同じ

数字は語る

大和総研金融調査部
研究員
是枝俊悟

日本の所得税は個人単位 同じ世帯年収なら 「共働き」が有利

最大61万2000円

働き方の違いによる可処分所得の差(年額)

世帯年収が1000万円の夫婦と子ども2人(3歳以上中学生以下)の4人世帯における「片働き世帯」と「共働き世帯」の可処分所得の差

世帯年収1000万円の4人世帯の可処分所得を比べてみると、片働きと共働きで最大61万2000円もの差が開くのである。

所得税の課税単位は大きく分けて個人単位・世帯単位の二つの方式があり、英国、韓国などは日本と同様の個人単位だが、米国、ドイツ、フランスなどは(実質的に)世帯単位を採用している。

成長戦略に「女性の活躍」を掲げる今、政府は日本の所得税が「共働き」有利の個人単位課税であることを周知してはどうか。

同じ世帯年収でも可処分所得はこんなに違う

(年額、単位：万円)

	片働き年収 1000万円	共働き年収1000万円			
		900+100	700+300	600+400	500+500
① 税引き前年収	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
② 所得税	69.11	53.34	35.76	28.37	26.78
③ 住民税	56.77	49.45	48.81	47.81	47.82
④ 社会保険料	146.82	134.53	148.92	148.91	148.90
⑤ 児童手当	12.00	24.00	24.00	24.00	24.00
可処分所得 (①-②-③-④+⑤)	739.30	786.68	790.51	798.91	800.50
片働き世帯との差額		47.38	51.21	59.61	61.20

* 夫婦と、3歳以上中学生以下の子ども2人の4人世帯。2013年の税・社会保障制度を基に算出 出所：大和総研